

に事務処理を行なつておるような傾向であります。

○委員長(三輪貞治君) 速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記を始めて下さい。

他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。……別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。工業用水法案を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたします。

報告書には多数意見者の署名を附することにしておりますから、案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

西川 弥平治 白川 一雄
征森 順造 高橋 衛
苦米地義三 深水 六郎
齋藤 昇 海野 三朗
上條 愛一 山川 良一

○委員長(三輪貞治君) 次に、特定物資輸入臨時措置法案を議題といたします。

本案に関し御質疑のある方は御発言をお願いします。

ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記を始めて下さい。

○海野三朗君 この特定物資の件に關してであります。政府は特定輸入品による営利差益金を三十年、三十一年の両年度はどのぐらに見積りておられるのでありましようか、利益金。

○政府委員(岩武照彦君) 三十年度はこういふふうな制度を法律的に設けま

せんので、実際問題としては、バナナにつきまして若干の納付金を行政措置で処理して参りました。三十一年度はこの法律によりましてバナナ、パイナップル、カン詰、すじこ、時計等を

予定をいたしました。大体十五億の歳入を得まして、これを特殊物資輸入処理特別会計へ、そしてこれを産業投資特別会計に回しまして、重要な産業方面の投資にいたしたい、こういう考

えでございます。

○海野三朗君 三十年度はどれほど利

益金をお上げになりましたのですか。

○政府委員(岩武照彦君) 三十年度は、先ほど申し上げましたバナナでございますが、今担当の政府委員が参りますので正確な数字はその際に御譲り

願いたいと思ひますが、このやり方は行政措置としてやりましたので、いろいろ手続的に不便なことがございますので、法律上の制度を改めたい、こ

ういふ考えでございます。正確な数字は後刻担当の政府委員が参りますので、その際申し上げたいと思ひます。

○海野三朗君 このうちの台湾産のバナナ及びパイナップルの輸入による利益差というものはやはり後刻お答え願

えるわけですか。

○政府委員(岩武照彦君) さようでございます。

○海野三朗君 この通商広報によりま

すると、日本商社には入札によつて外貨資金の割当を行なつて、中国商社にはこの制限をとらないのは、これはどういふわけなのでしょう。

○政府委員(岩武照彦君) 明けます。昨年度、三十年度になりましたが、このバナナの輸入をどういふ方式でやるかということにつきまして、い

ろいろ検討して参つたのであります。実はその前の二十九年度には入札によらないで定額割、つまり一か幾

らというふうな金額をきめまして、こ

れを政府に納入させるという制度をやつて参つたのであります。ところが

の金額が妥当だろうというふうな市価に当りつけましてきめまするよりも、むしろ自由な価格形成、つまり入

札の方がより差益の吸収を徹底し、かつ公平に行われやせんかということ

で入札制度を採用したわけでござい

ます。ところが御承知のようにバナナの輸入取扱につきましては、華僑と申

しますが、実は日本邦人が大部分でござい

ます。中国籍のある人の組織して

おります会社があります。中国側の

申し入れがありまして、日本商社並みの入札にいたしますと、かえつて公

平な競争がでないんじゃないかとい

うような話もございました。また検討

してみますとその通りでございます

ます。つまり先方の積み出し地と比較

的連絡が容易でございますので、日

本側商社よりもむしろそういう点では

有利なところがあると思ひます。有利

なところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

ところがあると思ひます。有利な

○政府委員(板垣修君) 華僑の問題につ

つきましては、実はバナナの割当の際にいろいろ中国大使館との外交上の問題になりまして、実績をとりますると、実は華僑が相当部分を占めてしまつたといふ問題もありまして、実は中国大使館を通じて相当もつと大きい比率を中国側に割り当ててくれといふような要求がありました。日本商社の育成の意味もありまして相当長い間外交折衝を重ねまして、二三%といふふうなところで話がついたわけでありまして、そういう経緯がございますので先般の行政措置の割当の際も日本側はまあやむを得ざる事情でビッド・システムを採用したわけでございますが、華僑側にはそのまゝビッド・システムをやるのが果して妥当かどうかという点に疑問がございましたので、日本側のビッドの平均価格、平均値をきめまして、それによって華僑から差益を徴収するというのが一番さしあたり妥当ではないかというわけで、措置をしたのでございます。

○海野三朗君 どうも日本商社の割当を七七%にして中国商社の割当を二三%と決定したというのは何の基準によるものでありましかうか。何を基準にして割り出されたのでありますか、それを伺いたい。

○政府委員(板垣修君) 特に基準はないわけでございます。いろいろ過去の実績のとり方によつて非常にまた違つてくるわけでございますが、中国側の方の要求によりますると、たとえば二三%くらいいれといふふうな数字も出てくるわけでありまして、しかしこちら側としてはいろいろ折衝をいたしまして、できるだけ低いところでも

いこう、こういうところで最後のところが二五%、日本側の二〇%くらいになりまして、二で割つたといふようなことになりましてはつきりした基準はないわけでございますが、日本側といたしましては相当中国側の要求を抑えたといふ結果になっております。

○海野三朗君 この二三%くらいの見当をおつけなされたその基準が、何を参考になされて二三%に落ちつきなされたかと私は伺つてゐるのです。

○政府委員(板垣修君) 中国側が持つてゐるだらうと思はれる実績の内数といふことにまあなるわけでございます。ですからもし中国側の言い分を通しますと三〇%以上になる。日本側といたしまして、ぎりぎりの中国商社がほんとうに売れたといふ実績を抑えまして、最後は多少政治的な妥協で決着したといふことになるわけでございます。しかし基準はあくまで実績でございます。ただ実績のとり方によつて非常に幅が出てくるわけでございます。

○海野三朗君 今回の割当に際しては一部制度を改正し、バナナ加工業者、または仲買業者も有資格者として拡大した理由はどういう理由によるのでありますか。

○政府委員(板垣修君) 昨年の三月までは私もとしましては、他の輸入物と資と大体同じように、バナナを輸入した実績のある者といふことを基準にしてやつたわけでございますが、昨年の中旬ごろになりまして、バナナ加工しておける業者から、自分たちは最もバナナの輸入には関連の深い業者であるので、ぜひ、一つバナナの輸入にも関与させてくれといふ強い要請がこ

ざいました。私どもの方で農林省といろいろ協議をしたわけでございますが、御承知のように台湾からバナナを青バナナで入れて参りまして、これを日本で加工業者が色づけ加工するわけでございます。バナナの販運過程におきまして非常に密接な関係がある。これをあながち全然バナナの輸入から排除するといふ主たる理由もございませんで、この際加工業者であつてしか輸入の実力のある者には輸入をさせてもいいじゃないかという結論に達しまして、参加させることにいたしました次第でございます。

○海野三朗君 バナナ加工業者に対してはわかりませんが、仲買業者も有資格者としたのはどういふわけですか。

○政府委員(板垣修君) 仲買人も有資格者としたわけでございます。また加工業者が中央卸売市場の仲買をかてゐるのでそういう結果になったのでございます。

○海野三朗君 このたびのこの入札制度による割当方法は、当局は是なりとお考えになつておるのでありますか、どうなんですか。

○政府委員(板垣修君) 差益徴収のほんとうの理論的な立場から言いますと、差益のあるものはとことんまで取る。そういう点から言いますと、入札制度がいいのかもしれない。しかしながら入札をいたしません。こういうような特殊な物資でございまして、不当に値段が上り過ぎるという点がございまして、私どももいたしましては入札制度はできるだけ避けるという考えを初めから持つております。従つて昨年の三月のジェトロに対する臨時的な行政措置の際にも、

政府におきまして一定の額をきめまして定額徴収という方法をとつたわけでございます。ことしの三月の際にもでざるならば、そういう措置を踏襲したといふふうな考えをしております。ところが今申し上げましたように従来実績のない加工業者も参加することになりましたので、その間の比率の決定が非常にむづかしい問題になりました。できれば業者間の話し合いでその比率をきめてもらおうといふわけで協議をさしたのでございますが、二カ月ばかり見ましたが、どうしても業者間の話し合いがつかないといふことになりましたので、やむを得ず両方の輸入業者側、加工業者側の同意を得まして、超臨時的措置で入札制度をいたしたのであります。しかしながらその結果はやはり多少初めから心配されておりましたように、あまりに高い値段がつき過ぎたといふことで、今後この入札制度をやるかどうかにつきましては慎重にもう一度検討をいたしたいといふふうに考えております。

○海野三朗君 そうしますと、この入札制度は、御当局ではよかつたとお考えになつておられるわけですか、やむを得ずそうやってみたがその結果は必ずしも十分ではないとお考えになつておられるのか。将来この方法をまた改めていこうというお考えを持つておられるのでありますか。

○政府委員(板垣修君) 今申し上げましたように、先般の入札制度はやむを得ざる経過でとつたわけでございますが、その結果を申し上げてみますと、やはり輸入秩序に相当の混乱を与えたといふ結果も見られますので、今後はできれば入札制度をできるだけ回避し

て、定額徴収の方法へ持つていきたいといふふうなたたいまのところは考えております。

○海野三朗君 大体この入札制度を政府がとるといふことは根本において私は誤りではないかと思ふのです。つまりインフレをおおるようなものです。高く入れた者はすなわちとれるといふような、こういうふうないわゆる何と申しましようか政府が投機的な……、低物価政策を堅持しておる政府がこういうふうなことで入札をやるといふことは、私は根本において間違つておるやり方であると思ふのですが、御当局はどういふふうにお考えになりますか。昨今われわれが食堂に行つて食べるバナナでも一本七十円もする。こういうふうな、どんどんどこまで上つていくかわからない。それがつまり入札制度をとつたからさういふふうになつてきたと思ふのです。どう考えるのですか、その点は。

○政府委員(板垣修君) 入札制度が根本的に全然間違つておるとも考えておりませんけれども、私もといたしましては、やはり需給関係でもつて非常に価格が動く可能性が強いのでございまして、できれば入札制度のような形をとることは今後は避けたいといふふうな考えをしております。

○海野三朗君 ただいまのお答えでは、この入札制度は間違つておるとも考えられます。政府自体は品物を安く国民に食わせるのがほんとうでしやう、それを入札をして高く値段をあらつていくといふような方策は政府としてとるべき筋でないと思ふ、ど

うなんです。

○政府委員(板垣修君) パナをできるだけ安く食わせるという方針に立ちますならば、実はできるだけでもっと多くバナナを入れればいいわけでありまして、この点は通商交渉の関係もあります。ある一定限度は制限が現在あるという状況になっているわけで、その点からも価格をできるだけ安くするという点は制約を受けているわけですが、確かにしかし御承知のように数量の制限をされている場合は、入札制度をとりますれば、えて価格をつり上げるといふ傾向も確かに起るといふ事実は、現に先般やりました入札におきましては、そういう傾向が現れまして、今後はそういう方法をできるだけ避けたらというふうに考えております。

○海野三朗君 そこで私は低物価政策をとっておる政府がこういうことをやるといふこと、入札をやるといふこと自体が私は芳ばしからざる措置であつたと思つております。入札をする。そんなことよりも、在来の実績に徴してこれを割り当ててやるといふならば、これはわかつた話なのであります。入札制度……政府がそういう態度をとるから物価が片びつこになつたりして、低物価政策が行われぬのではなかつたかと思ふ。その一例じゃないかと思ふ。こういうことが、こういうような入札をするという制度が私はその一例である、根本的に間違つておるやうな方であると思ふ。決してこれは間違つていないとあなたは考えられておるのでしょうか。政府としてはこういうことをやるべきものではない。入札にすると人間の欲望に応じて値段

を何はでもつり上げる、従つてそれがほかの方面に影響する。物価が高くなる、そういう傾向は懸念してはいけないうのだ、政府自体が、それで私は低物価政策を主張しておる政府としては、こういうような入札制度をとつたことは誤まりじゃないかと私は思ふのです。あなたがはいかがお考えになつておりますか。

○政府委員(板垣修君) 入札制度を相対的な皆さんの物資につぎましてとりますと、確かにそういう低物価政策に反するやうなことになるが、さしあたりとりましましたのはバナナだけでございまして、バナナにつきましてはできるだけ安く国民に食べさせたいというところはもちろんです。さういふことと、嗜好品になつておるバナナと、それから経緯が先ほど申しました通りどうしても入札制度でやる以外に方法がないやうな事態にありまして、やむを得ずやつたといふことでございまして、將來はこういう制度はできるだけ避けていきたいといふふうに考えます。

○海野三朗君 それでは私は初めに返つて伺うのでございますが、三十年、三十一年度に一体何はもうけようとしておるのか。その予定額は、お金の、もうける予定はどれだけであつたのでありますか。

○政府委員(板垣修君) 私どもは特定物資によりましてもうけようといふ考えは全然ございせんので、ただいろいろの理由で輸入が制限されているために不当に超過利潤が出る、これを放し置つておつては社会的にやばい弊害があるといふためにやむを得ず差益を徴収しておるわけでありまして、その結果

として政府の収入が入るということになります。ただいま予定いたしておるものは本年のバナナ、パイナップル、カン詰、臨時計、すじこ、全部合して十五億ぐらゐになる予定でございまして、本年度の収入といたしましてはこの四分の三程度、従つて十億から十一億程度が入ることになります。それから昨年行政措置でやりまして、それが十億から十一億ばかり入りますので、結局本年度の収入といたしましては二十一、二億程度にならうかと今のところ概算をいたしております。

ただ、ただいまの一応の推定でございまして、今後パイナップル、カン詰が少しよけい入るとか、あるいは臨時計の輸入数量なども一応今のところは過去の基準でもつてやつておるもので、こういうものがふえれば多少今よりはまたふえるといふこともあるわけでありまして。

○海野三朗君 聞くところによりますと、最高入札を行なつて一応外貨資金の割当決定後といへども、政府は一定の基準をもつて入札額を切り下げる場合があるといふことでありましたが、この基準は何を意味しておつたのでありますか。またこの場合に高入札に高入札者に負け失格した者といへども、相当の量入札を行なつた以上、業者から異議の出ることは当然であつて、この場合当局はいかなる処置をとられるお考えでありますか。

○政府委員(板垣修君) 今の御質問は多分この前の入札の際一応一定価格で調整することあるべしといつたやうなことのお話だと思ひますが、実は先ほど局長から申し上げましたように、その差益をお出しなさい、そのかわり者という方が円満に話し合いをつけ、そうして一定額でいくというのが一番望ましいといつたのでございまして、どうしても話し合いがつかないといふことで、両者の御了解といふことが、双方ともやむを得ないといふことで入札をやつた。たまたま海野先生から御指摘がございましたように、われわれがバナナは必需品でないと申しますもの、あまり高く取り過ぎると値段が上がることは避け得ないのじやないか。われわれといたしましてバナナを食う者はせいたくだから、幾ら高くなつてもいいといふことはこれはない。これは無責任だ。これはやはりできるだけ安く食わせるというのを政府として考えるべきじやないか、こういうことで、実は私も一定額と申しましては、これは一か二について二千円ちよつとぐらゐのところを考へておつたわけでございます。たまたま入札といふことをやつた場合に、あるいは三千円といつて出される方もある。あるいは四千円といつて出される方もあるかもしれない。それは皆さんそれぞれ自分の計算で、自分の責任においてそれだけ差益を納めようとおつしやるのであるから、これはまるまる取られるといふことは初めから覚悟しておるのだといふことで、調整の必要は全然ない、そういうふうにお考へるのが普通の入札でございまして、ただいま申し上げましたようにバナナといへどもある程度まで値段が安いといふことが好ましいといふことになれば、三千円の方、三千五百円の方といふことであります。常識的なところで出されたといふ場合に、たまたま三千五百円出すから全部

バナナは一本七十円になるのだ、といふよりは、三千五百円の方でも三千円の方も、たとえばその七割程度出していただければいい、こちらとしては二千円くらい取ればいいと一応計算しておるという場合に、三千五百円の方に七〇%かければこれは二千五百円ぐらゐになる、あるいは三千円の方に七〇%かければ二千円になるというわけで、大体平均してわれわれの方が考へている程度の常識的な値段といふものぐらゐ出していただければ、政府としてはそれ以上取るという意思は、別に積極的にたくさん取りたいという意思はない。ただ入札という方法はだれに幾ら割り当てるといふ割当を受ける人を選定する一種の便宜にすぎないのだといふことで、たくさん取るという趣旨でやつたものではございません。初めはそういうことで一定率をかけて、五千円の方に七かけるなら三千円の方に七かける、一律にいくというやうなことで、できるだけ国民に安くバナナを食べさせたい、そういうふうにお考へたわけでございます。ところがいろいろ入札の時期が迫つてくるにつれて、各入札に応じようといふ方々の動向といふものも、逐次いろいろな方面から情報が入つたのでございまして、応札口数の全部をこえるやうな口数といふものが、たまたま一部の方の意思で、千口ばかりございまして、それ以上の応札口数といふものが掌握された、こうなりますとあとは幾らでも名目的な値段だけとつておいて、そしてほかの人をうんと引き離すやうな札を入れて、あとはわれわれの予定価格の二千円程度といふことで調整してもらえば、結局一万円出すとおつしやつて

おりながら事実上は二千円でもいいのだ、みんなばらばらになっておれば、一万円出す人がおれば、片一方に三千円という人がおれば、やはり一万円の人と三千円の人の三倍出さなければならぬということになりますから、よけい出す人はよけい負担しなければならぬということになります、千口というものを対して千口以上一人が持つておるという場合には、その人が法外な値段をつけられ全部そこへいってしまふというふうなおそれが感じられたわけでございます。そこでそれは何のために調整ということをやめるのか意味ないし、しかもその結果はただ特定の人だけがもうけるということになってます、といったようないろいろな事情等がございまして、入札の本来の姿からいって高く出すという方は当然それだけ危険負担を自分でなさっているわけである。むしろここでなまじつかな調整をすることはかえって非常な不公平を来たすのではないかということをやむを得ず直前に至りまして調整はしない、高く出すといった方はそれだけ全部責任を負っていただくというふうにしたわけであります。

○海野三郎君 結論はせつかく弱小業者に輸入の資格を与えるような改正を行いなから、一方では不合理な入札制度をとることから大資本家、あるいは大商社を擁護する方法になってしまふ、結果的に見たならば子供におもちゃを持たせる夢を見させたというふうなこと、業者を圧迫したものにほかならぬと思ふのであります。政府が一度保護したものといえどもこういうような原因で、多くの業者に混乱、紛糾を来たすような制度はすみやかに改正すべきものと思ひますが、先ほど局長の御答弁では、入札必ずしも悪くないというふうなことで將來重ねて入札をやられるおそれなきにしもあらずと私は思ふのですが、その点はつきりした御答弁を願ひたい。

○政府委員(板垣修君) 今後のやり方といたしましては御指摘の通り確かに入札制度をとることによりまして非常な混乱もあつたということを現実に経験いたしておりますので、今後は入札制度をできるだけ回避する方法を考えていきたいと思つております。

○海野三郎君 それではそういたしますと実績を見てつまり割当制をやつていくのが私にはいいと思ふのであります。そうして全体になるべく行き、ようになされたらいいじゃないか、というふうな考へておるのですが、割当制をやつた場合の欠点、それはどういうところを欠点として見ておられますか。実績に徴してそれを割当をしていくべきものであると私も考へてゐるのです。

○政府委員(板垣修君) 別に割当制度で非常に不都合があるということではありません。ただ差益徴収ということにございましてその間にどうしても差益で取れない部分が出てくるという点があるわけでございまして。この点はわれわれもいたしましてはバナナによつて政府がもうけようというところでございませんで、できるだけ適当なところで差益を徴収するほか方法がありませんで、従つてこの点を踏み切れば割当制度でけっこうと思ひます。ただ問題は、実績による割当実績制度をしく場合にいろいろの華商の關係、あるいは

從來の輸出商社の關係、バナナ専門輸入業者の關係あるいは加工業者の關係、この間の振り合ひをどうしてやつていくかという点が非常に問題としてなるわけでありまして、この点は政府におきまして大体きめて参ることになりますれば、あとは実績に基づく割当で不都合はないというふうに考へております。

○海野三郎君 業界がつまり納得していくような方法はどうかという方法をおとりになつたならば業界が混乱しないので済むとお考へになつておりますか。

○政府委員(板垣修君) バナナに關しましてはあらゆる業者が納得するような方法は差益でないと思ひます。と申しますのは、すでに一部においては需要者割当をしてもいいという陳情もございまして、一方、完全に輸入割当……実績割当をしてもいいという陳情も殺到しておりますので、おそらく全部を満足させるような方法は差益でないと思ひますので、われわれといたしましては華商、日本業者の關係の振り合ひをきめましてその範圍内において実績主義に基づきまして差益徴収をやつていくほか方法はないというふうな考へております。

○河野三郎君 おそくなりまして済みませんが、政務次官に伺ひたいのです。が、為替割当を考へる方申上げますのは国内の需給關係から見ればすべて私は不足物資だと思ひます。不足物資は為替割当、為替割当即不足物資だと思ふ。従つて為替割当を限らず、すべてその中間において不当な利得が当

然需給關係から生まれるのだと思ふのですが、そういう考へ方で間違ひございせんか。

○政府委員(川野芳満君) 外貨割当の問題でございまして、必需物資につきましてはこれは当然ある程度の割当をいたすことは当然であらうかと考へますが、その他の物資につきましてはあるいは外貨の不足の分もあるうかと考へます。なおただいまのお尋ねの点は、今般の差益徴収にほかの物資の割当はどうかと、こういうふうな意味が含まれておるのですか、ちよつとそこをお尋ねしてみたいと思ひます。

○河野三郎君 私がお尋ねしたのは、たとえば大豆にしても砂糖にしてもあらゆる外貨割当物資というものは国内の需要を満たすだけの割当量がないのだから、従つてこれは国内からの需給關係から見れば不足物資でしよう、不足物資でありまして、そこに当然必要だけのものが輸入ができないのでありますから、その中間の扱い業者といふのは不当な利益をするのは出発点からきまつておるのです、大豆においてしまつても他の全部そうなんです。それをことさら小さな、目高みたいなさきこをつかまえて、バナナだの、パイナップルを取り上げるのは私はおかしいと思ふのです。なぜ通産省はもつと大きな、国民經濟に最も重大な影響を及ぼすものから順次なせ片づけていかないのか。私はバナナ、パイナップルをやめるのはけつこうだと思ふのです、なぜもつと大きなものを取り上げないか。過去において大豆ばかりじゃありませんか。この点に対する基本的な態度を一つ、これは新聞等を通じますと、通商局あたりでこれだけの

外貨の保有量がふえたから、もつとAに踏み切るべきじゃないかという主張があるのですが、この主張に私は共鳴します。必要なだけの外貨を当てがうか、当てがわなければそれだけ残つたものは不足物資でありますから、これだけのものは公定價格にするなり、支持價格にするなり、国内の流通過程において一つの秩序を保たせるなり何かしなければ、これは大資本と申しまうか、輸入業者と申しまうか、こういう中間の段階が、中間の段階でも国内の卸商や小売商の問題じゃない、もう一段上の輸入業者または製造業者、こういうものが不当にもうけてしまふじゃないかと、こういうことなんです。

○政府委員(川野芳満君) お説の通りであるうかと実は考へます。従いまし砂糖等におきましてもやはり特定物資に指定したらどうかと、こういうふうな議論も実はあつたのであります。が、砂糖は御承知のように法案を出しましたが、関税法によつて関税を徴収すると、こういうふうにした方がよろうというところで法案の対象から除かれたのであります。その他の、大豆等におきましても実は御議論があつたのであります。が、しかし輸入量というものがその年々によつて過う、輸入数量等がはつきりしないというふうな、こういうような点等から今回はこの対象から除外したのであります。が、こういう物資につきましてもさらに今後検討を加えていきたい、かように考へておる次第でございまして。

○河野三郎君 じゃ別の角度からお尋ねしますが、今般特定物資に指定されたバナナとかパイナップル以外のもの

は、国内の需要を満たすだけの外貨割当というものは出ずるのですか。

○政府委員(板垣修君) 先ほどからお尋ねの趣旨私どもはわかりますが、この特定物資の法律の目的はいろいろな事情で輸入が特に制限をされておるものために非常な超過利益を受けておるものの差益を徴収するという事でございまして、先ほどからお尋ねの大豆とか砂糖とかいうようなもの、要するに原材料ないし生活必需品というものは私どもは方針としてはもうできるだけできるものはA A制で、A A制でできませんでもたつぷり十分なくらいつけようという方針で進んでおります。ただ、たまたまある物資につきましては、国内の農産物の関係とかいろいろな関係で十分まではいかん、九分まではいかんとかいうために多少マージンが出ておる、超過利潤的なものが出ておるといふことがあろうと思ひます。しかしそれはかりに適正が一割程度としますれば、二割程度のものでございまして、しかしここに規定するバナナとかパイナップルというものは、相当輸入が制限されておりますために三割、四割という超過利潤ができる、そういうものについて徴収しようというのが目的でございまして、ただいま御指摘のようなものと重要な物資につきましては、私どもはできる限りA Aあるいは外貨割当で十分な予算をつけてそういう利潤を発生せしめないようにするのが私どもの趣旨でございまして。

○河野謙三君 それじゃ具体的にこまかい例を引きますが、紅茶輸入については外貨割当はたつぷり出ますか。それからコンニャクの粉とか糖密とかいろいろありますね。バナナ、パイナップル

ブルなんというのは幾ら上つても国民の経済には影響がないのですよ。国民の経済から見れば影響はないのだ。ただここに不当に中間で搾取するものについて押えるということですが、国民の経済からいへば大した影響はないのだ、三倍になつても、四倍になつても、むしろ私はコンニャクの方が問題だと思ひます。コンニャクの方がとうふより過去において高かつた例はない、このころはコンニャクの方がとうふよりも高いのですよ。御承知の通り食生活の改善、粉食奨励で、肉だ卵だ牛乳だといつて脂肪蛋白をよけいとするというふうに変つてくれば、紅茶は決して過去のせいなく品じゃありません。しかしるに局長は紅茶の原価と国内の消費最終価格との間にどのくらいの開きがあるか御存じですか。私はパイナップルやバナナや澱粉や糖密より、これらのものの方が国民経済に影響が大いだと思う、これらのものに対して方針はどうですか。

○政府委員(板垣修君) 確にお説のように紅茶とかコンニャクというものを、通商局としての立場からいへばもう少し入れたいという考えで進んでおるわけでありまして。しかしながら、たとえば紅茶につきましては、国内の産業との関係からいまして、従来は輸出用のミキシング用、まぜる用にしか入れておりませんでした、そういう点から値段が高かつたことも事実でございまして。コンニャクにつきましても、私ども通商局の方からいへば、もう少し入れてもいいのじゃないかというふうな考へておりますが、国内のコンニャク業者との関係におきまして、非常に大きな政治問題をおこしておるというの

は御承知の通りでありまして、そういうような国内の産業ないし農産との関係から、外貨の面ではあまり問題がなかつたにかかわらず、入れがたいという点で、実は私どもも悩んでおる次第であります。

○委員長(三輪貞治君) なお政府委員は通商局関係だけでなく農林経済局関係から経済局長は見えておりませんが、経済課長並びに企業市場課長も見えておりますから、念のために言つておきます。

○河野謙三君 それじゃ一つ農林省に私は御見解を伺いたいです。ついでにこれは農林省に伺つてみたいと思ひますのは、コンニャクの粉の輸入を禁止する、国内のごくわずかでありますけれどもコンニャクの生産者を保護するために押えておるのは、これは農林省の意向が強いと思ひます。一方において、コンニャクよりもやや生産地域の広い、生産量の多い、農家収入の多い落花生の輸入はしているのです。落花生の何というか、先ほど申し上げたように、銀座の裏でビールのつまみが幾ら高くなつても問題にならない、だから農家が、落花生の生産をしている農民が九千円になろうか一万円になろうか、国民経済には影響がない。で、コンニャクを保護するならば同様に落花生を保護すべきだ、ところが落花生の方は輸入をやり、コンニャクの方はやらない。コンニャクの方が国民の大家には影響があるのですよ。こういうことで農林省の私は方針がよくわからないのだが、保護することはけっこうです。保護する一つの一貫した方針を立ててもらいたいのですが、この点について御見解を伺いたい。

○説明員(森茂雄君) 国内で足らない物資で、かつ農家経済と非常に関係のあります大豆とか、コンニャク、落花生、そういう物資につきましては、農林省といたしましては、需給関係とそれから生産費関係、それから取引価格との関係を見はかっています。生産者、それから流通業者等につきまして協議会を開催いたしまして、通産当局と連絡をとつて、適時価格が暴騰しないように、かつ生産者に影響のこないような方途を講じておりますが、やはりある程度の安定価格というものを検討いたしまして、農林水産物のそういうものについては、一つの基本的な方針を定めるべきものと事務当局は思つておりますが、一つの制度的な方法は、今講ずべく検討いたしております。時々刻々の関係につきましては、十分生産者等の関係者と協議して、納得のいく方法で通商局当局と連絡をお願いしておるわけであります。

○河野謙三君 どうも私は農林省は苦手でありますけれども、どうも農林省で、今コンニャクにしる、大豆にしる、いずれも毎日毎日の台所に影響のある問題なんですね。案を練つておられるのもいいけれども、菓子屋さんならあんを練つてもいいけれども、役所でそういうつまみでも案を練つておつては私は困ると思ひます。こゝろでそろそろ、特にこの法案とは密接な関係があると思ひます。この密接な関係のある物資につきましては、きょうのうちに一つ通産省と、私は何の物資を指定しろということは申しませんけれども、やはりわれわれの案には精神を貫いた一つの基本方針というものはお示し願わんと、ただ場当りに、つまみ食いの、

バナナをちよつと取り上げてみよう、パイナップルを取り上げてみよう、こんなことでは私は困ると思ひます。農林省については私は伺ひたいのですが、同様に大豆におきまして、国内の大豆生産者、特に開拓農民の保護の立場から非常に大豆の輸入についての抑制をされておるようでありまして、大豆からつながらる油脂資源、油といふものは非常に国民の台所に影響が多いと思ひますが、国内のわずかな農民の、開拓農民の大豆生産農民の保護の立場から、八千七百万の国民全体に影響のあるところの大豆の価格を、あまりに輸入を抑えるがため不当な価格で国内価格を抑えておくといふことは、私は少し行き過ぎじゃないかと思ひますが、私の意見をつけ加へさせていただきます。大豆の生産者を保護するならば、何も大豆の国内価格だけを支持しなくても、別に大豆の油をしぼつたかす、豆かす、その他の餌の価格を何かの形でひもつてにして、開拓農民に恩恵を与えることによって、私は十分その開拓農民の保護というものは尽せると思ひますが、北海道の農民においてもしかりだと思ひます。わずかな大豆の生産農民を保護するために、国内の大豆の価格を不当につり上げる、国内の油の価格の方針というものは少し合点がいかないのですが、この点については何か基本的な大豆についての御方針でございませうか。

○説明員(森茂雄君) まことにごもっともでございまして、大豆につきましては、これはほかのその他の穀穀と違

問題につきましては差益徴収をした方がいいものというようになります。あるいはいうものも入りましようし、あるいは非常に問題のありますコンニャク、これもかりに入れているということになりますれば、国内の価格安定、価格を調整するということの意味においてこういうものを入れてよいと思います。ただいま私どもの考えておりますのは四つでございます。

○河野謙三君 この指定を追加する場合にはどういう条件で追加されるのですか。たとえば中間の利潤が何パーセントをこえた場合ととか、何かそういう基準があるのですか。

○政府委員(板垣修君) 超過利潤の基準というのは別に目安をおいておりませんが、一応異常なる超過利潤という考えでおります。従って具体的に申し上げますれば、やはり四割以上とかということに具体的にはなろうかと思いますが、別に三割とか、四割とかという基準をはっきりしておるわけではございません。

○河野謙三君 小さい物資についても今のバイナツブルとか、バナナとかいうものよりも、もっと利潤が高いものがあるじゃないですか、ありませんか、私が承知しておりますところによればあると思うのですがね。

○政府委員(板垣修君) 前に一度資料を差し上げたと思いますが、相当そういう物資は多いようであります。そういうものは主として現在一部は例のマル特制度、特別外貨資金制度、そこで差益を吸収しております。相当大きな部分はウイスキーとか、日英協定関係の品目でございますして、外貨との関係

上そういう差益を徴収すること
は今できませんので、そういうものは
除いてございます。従つて私どもがそ
ういう関係がなくて一応差益を徴収し
た方がよいという物資は、ただいまあ
げました四つでございます。

○河野謙三君 局長が言うのは、たと
えば四割なら四割という超過利潤は輸
入価格と最末端価格との開きでしょ
う、そうじゃないですか。

いるいわゆるマル特物資と称されておるものでございますが、これは御承知のように輸出振興のためということで発足しました輸出優先外貨制度というものがかわつてきたものでございまして、主として割当をするのが非常にむずかしいといったような物資について——と申しまして、外貨が楽になつたと言いますものの今もう無制限に、ある程度ぜいたく品だと思われるもの

ドルと、場合によっては一万ドル近い割当切符を買ってこなければならぬといふようなケースが出てくるわけでございます。そこでかりに一％ある、いは二％のプレミアムを払って集める、ということをしていしましても、結局その際に総額として相当大きなプレミアムを払って、そうして一応一万ドル輸入をする権利を持っているので、この一万ドルの権利をもつてもうかる物資

すから私は通産大臣に伺いたいのです
が、私が今まで申し上げていることは
為替割当、外貨割当をしている物資と
いうのは即不足物資なんです。国内か
ら見れば需要に対してそれだけの外貨
の割当ができないから為替の割当をし
ているわけですね。従つて為替割当物
資というのは不足物資でありますか
ら、この取扱い業者あるいは輸入業者
が不当の利益をすることは当りまえな

る。紅茶も今度追加しようじゃないか、コンニャクも追加しようじゃないか、これは一に役所の判断です。役所の判断もけっこうでありますけれど、でも、判断の基礎は、われわれ議員として承わっておきたいのは、どれだけの利潤をとったら超過になるのか、どういう場合に追加するのか、どういう場合に品目は追加しないのか、この一つの一つの品目は追加する場合に基準を同って役所が行政を行う場合に基準を同って

○政府委員(橋田誠明君) この異常な差益というものは、一体何パーセント以上が異常かということとは、実はこれは数字的にははっきり申し上げることができないのでございますが、たとえば普通の物資のいわゆる輸入業者ののマージンというものは、これは大量物資、あるいは非常に量が少くて貴重な物資というものでおのの違いますが、大体普通一%から一〇%ぐらいの間でお

を無制限に入れるというほどで日本は金持ではない。必需物資はできるだけたつぷり入れる、できればAに入れるところにくておると思いますが、せいたく物品につきましては、あるいは協定その他の関係で特別の必要があるという場合に量を限って入れる、それ以上はやばり外貨を節約すべきである、そういう段階にあると考えておりますので、そうしますと、どう

を入れたいということを言つてこられる。その他にもそういう方がたくさんおられて、割当は全部で一万ドルのための申請が十萬ドルこれたという場合には、十分の一の当選率ということになるわけであります。そうするとせっかくプレミアムを出して買つてきた特別外貨の輸入権利というものは一割しか活用されない。残りの九割というものは市中で次の人に譲り渡す。

んですよ。そこにいつも問題が起るわけなんです。私が口きたなく申しますのは大臣のお耳にも入ってしまいました。が、通産省の通商局というのは、非常に通商局で働いておられる人も迷惑であらうけれども、われわれ外部から通商局に行きますとまるでごちゃごちゃして闇市みたいだ。制度が悪いからこういうことになる。通商局に働いてお

おかなければならぬ。そうでないと必ず情実が起る。バナナ、パイナップルが、超過利潤が目にあまるから物資を指定してこの法律の網をかぶせる、これはよくわかる。今後物資の追加をする場合にはどういうのを追加するか、その基準を伺っている。その基準がなない、今伺っていると、要するに気持ちでやるわけです。この点について大臣に一つ私は伺いたい。石橋通産大臣が大

さまっているのが大体の物資で多いのじゃないか。いわゆるそれをこえるというものは、適正マージンよりはある程度上回ったマージンがそこに存在するといふに推定されるわけであります。河野先生、先ほどからいろいろ紅茶とかそういう話がありましたが、紅茶、コーヒー、ジャム、マーマレードというようなマル特で入れておるといふ物資、あるいはウイスキーという

しても特定のしほったものについては特別利潤が発生する。そうすると特別利潤が発生しますために、非常に割当を希望する方がたくさん出てこれらる。ところがそれらの品物についてどういう基準でやるかという適正な基準が非常に立ちがたいものがたくさんあるわけであります。これらの雑品的なものにつきましては、これは輸出したために五割の輸入をする権利が生ずる

譲り渡すときにある程度値段が下つて譲り渡す。これは一種の必需品には絶対こういうことは許されなれないと思いますが、せいたく品と見られるようなものについては、やはりここでそれぞれ特別差益に相当すると思われるものをある程度頭に置いた上で、そのプレミアムというような作業から相当その部分を吐き出してゐる。従つてその特別外貨を利用して入れたという方には現

足物資を何ら制度的に規制もしてないで、たまに、極格的にも規制してないで、たまに、たまたま一度一つの規制をするのが今度ののバナナ、パイナップルの問題だ。ところがまだこれだけじゃない。まだあらゆる物資が多少の軽重の度はあるけれども、みんなわれわれから見れば不当利益を為替割当物資というのはとっている。そこで大臣はこれだけの外貨の保有もできたのでありますから、なぜ

臣をしておられる間はそれはそれだけの幅を持ったものを通産行政にまかしてもいいかもしれないが、どんな見通しなり計算が出てくるかわからん。頼まれたから追加する。幅の広い利潤をとっているが、ちょっとかんべんしてやろうということになりがちだ。だから物資を追加する場合、いかなる基準において追加するか、また指定されたものは、いかなる基準においてこれをものほ、いかなる基準においてこれを

ような日英協定の關係の物資、あるいはレモンその他というような、これは單に輸入價格と末端價格との開きが非常に大きいというだけでなく、輸入價格と国内の卸売價格との間に非常に大きな開きがあるというものが現に存しておるわけでありませう。現に一番大きいのは、この中で一番品目的に多いのは、いわゆる特別外貨の對象になつて

のでありますが、その権利を事実プレミアム付で売買するということで、その輸入権を、輸出したことに伴う輸入権を買ってきたという方に対して割り当てるという方法を、今割当制度の簡素化の手段としてとっておるわけでございます。ところが実際問題といったしまして、百ドルの割当を受けるということのために千ドルあるいは千五百

実にはあまり大した純益は計算すれば残らない。そういうふうな仕組みになつてゐるというものが大部分あるわけでございます。その特別外貨の割当の対象になつてゐるのはそういう理由で一応除いてゐるというような格好になつてゐるわけでございます。

○河野謙三君 他の委員の方々からも御質問がまだたくさんおありと思いま

もつと思ひ切つてあらゆる物資に対してA A制に踏み切るとか、A A制に踏み切ることができないとすれば、今度の法律に一種目や二種目なんかをつかまえないで、そんなものはどうでもいい、なぜもつと大きく綱をかぶせないかということを伺っている。私たちは決して役所を信用しないわけではないが、この法律が通つて物資の指定は役所がや

なされるかということ……。○國務大臣(石橋湛山君) ごもつともでございまして、私もこんなことでやって、外貨の割当ということが根本的にいろいろの弊害が起るものとすから、なるべくA A制に持っていく、A A制に持っていけないまでも、A A制に近いものにしていうのが方針ですから、大きなものについては大体

その方針でできているのでございますから、もう何も特別特殊物資というので、利益を齎る必要がないわけですか。ただ若干こまかいものがありまして、その中の今局長たちが言うたように、特別外国との条約の関係とか何とかいうのは除きまして、他のものでこれも幾割という基準は確かに今まででありません。これはまたなかなか基準を作ることは容易でないかもしれません。が、これは常識判断でやっているわけでありまして、そこで一つ常識はずれのことをやらないということで、それ以外には今のところはないと思います。

○河野謙三君　ところが、われわれの持っている常識から見れば常識にはずれているのです。バナナ、パイナップルよりもっと幅の厚い利潤をとっている物資がほかにある。これは入っていない。どういう基準で現に指定された物資がバナナ、パイナップルか。そういう基準でこれが指定されたか。それがわからない。非常にあなたのやっている仕事の複雑であり、むずかしいことはわかりますけれども、われわれ頭の悪い者にはやはり何かかちんといくような筋を教えてもらわないと困るのです。だからこまかいあなたの方の複雑なことはいいですから、私のお尋ねしているのは単純で、そのお尋ねに対して単純な御答弁をしてもらえませんか……。

○政府委員(樋口誠明君)　輸入価格と御売価格というものの間の差というものが、これが大体二割以上であるといったようなものについてずっと検討いたしていきますと、紅茶、インスタントコーヒー、コーヒーの増量材とい

か、ジャム、ママレード、カレー粉、安全かみそりの刃、楽器類あるいはスポーツ用品、レモン、万年筆、バナナ、パイカン、時計、すじこ、自動車、化粧品、菓子類、ラム、ジン、自動車のようなものが上るわけでございます。この中で初めて申し上げました紅茶、コーヒー関係あるいはジャム、ママレード、カレー粉、安全かみそり、あるいはスポーツ用品といったようなものは、これは先ほど申し上げましたように、マル特という制度で事実上差益はみんな吐き出されている。結局切符を買い際にプレミアムとして扱われていて、それはそれだけ輸出業者の手に還元されているような格好になっているので、特別にむずかしう言う必要はないので、それからあとウィスキー、菓子というものはこれは日英協定の関係で差益をとればそれだけ国内で売りにくくなる。少くとも差益の分だけコストが上ったという格好になるというので、そういうことで特にイギリスとすれば困るという、非常にイギリスから強いなにもございまして、これはできるだけ売れるようにして一つ入れてくれという意見等もございまして、それからホテル用品で外国から来た外人が、アメリカで一ドルで買える物が日本に来ればやはり三ドルも五ドルもするというのは、評判の悪い日本の観光業というものにみそをつけるというので、ホテルで使っているものはそれに限ってはこれは税法上でもある程度優遇しているという趣旨にかんがみまして、どうせ外人に売ってそれで還元するので、差益を取るといふことで高くしてまで評判を悪くす

る必要はないのではないかとということをやつて参りまして、あと残るのは自動車というのが一応残るわけでございますが、自動車は一応需要者に対して割り当てる。いわゆる輸入業者が転売してもうけるというところはやっております。最終需要者に割り当てるといふことをやっておりますので、差益といふのはよそに売って、転売して切めてくる差益だといふのであれば需要者に割り当てるのがいいのではないかと。いうので、結局残ったものは二割以上あるといふもので、三十品目集めまして、それで残ったのが現在の段階では何の制約も加えられていないという物資はさしあたりこの四つだということになったわけでございます。

○河野謙三君　コーヒーとか紅茶とかいうのはマル特だと言ふ。輸入の超過利潤を吐き出しているけれども、これは私から言わせれば通産省でそういうことになっているというだけで、実際の取引はそういうことにはなっておりませんよ、そんなものは。英國から輸入する物資でも国内市場が高くなつて困るからというのとはわかります。私が一番問題にしているのは、たとえば三割でも四割でも私は場合によつてはいいと思う。それが流通過程において輸入業者、卸業者、小売業者からずつと三割なり四割なりを平均にマージンを割り当てているならばいいのですよ。そうじゃなくて、首根っこの方でみなとつちやつて、そうしてあとの方は一般の小売マージンと同じようにしかもらっていないのですよ。そういうことはよくないのじゃないかと、こういうのです。一方においては通産大臣は議会のたびに中小企業の対策だ、

何だ、かんだ、金を貸してやるんだ、ことう言つておる。中小企業の対策というものは通産局の関係じゃないかもしれない。問題はそういうところにあるのです。中小企業の問題は、私は超過利潤が平均にまだ国内の流通過程において分けられているならいいと思うのですが、そうじゃないのです。これは大臣よく御存じだと思ふ。こういう問題について何か規制を加えないければ私はいかんのじゃないかと思ふ。それを今あなたの方で御説明のように、今言うようなことでずつと拾い上げていくと残ったものはパイナップル、バナナと臨時計か何かしかない、そうすると今後追加するものはないわけですか。

○政府委員(樋口誠明君)　現在輸入いたしております物資の中にはさしあたり考えているのは四つでございますが、このほかに先ほど局長が申し上げましたたとえばコンニャクとかあるいは韓国のノリとかいったようなものを、これは入れるか入れないか、これが毎年はずりしないというので、われわれとしては不確かな財源といふものを当てにしているというところがございますが、もし入れるということになれば特定物資に加えるということ、これは農林水産委員会の方にわれわれの希望としてはこれをもし入れるといふふうにきまつた場合にはぜひやらないんだといふことは申し上げておりますが、まだわれわれの方で特定物資にすること自体がいいのか、それとも特定物資にしないで差益吸収する、そしてもっと安くさせるといったような案がないのかという御意見がありまして、結論が出ておりませんが、通産省

としては特定物資に加えないということとで今各方面にお願いしているというふうな関係になっております。それから先ほどのいろいろ紅茶、コーヒーとかそういう点につきましてもこれは結局現在の輸入数量の問題といふものが一番マージンが高い原因になっていると考えておりますので、不急物資というものの範疇に入るものにつましても、やはり不急の中にもおのずから順位があると思われましますので、そういうものにつまましてはさうによく検討して予算上の適当な措置を講じ得るような勉強をしたいと思つております。

○河野謙三君　さつき大臣は大きなものは大体片づけたと、こうおっしゃつたけれども、砂糖と大豆の問題、さつき農林省からも何ったんですが、まだ農林省もはつきりしないのですが、砂糖と大豆というのはいくつかの点ですが、これもまだ片づかぬのですか。これは大臣早く踏み切らないのですか。どういふ規定か、これは一つ率直に……。

○国務大臣(石橋湛山君)　これは御承知の通り農林物資との関係です。それ以外にはあまりないと思ひます。

○河野謙三君　そうすると、通産大臣としてはこれはもうAに踏み切るべき時期だという御見解ですか。

○国務大臣(石橋湛山君)　通産省としてはAに振りかえて差しつかえないと思ひます。

○河野謙三君　私は先ほどの政府当局のお話の中にレモン、ああいうものを旅館なんかで割り当ておる、この外貨を、それは旅館にどの程度割り当ておるのでありますか。それは全体から見ればわずかでありますけれども、

聞くところによると、旅館の方から闇に流れて市場にすいぶん行つておるようである。そういう実態も通産当局はよく御承知なんでありませうか、どうなんでしょうか。外貨の割当をやつておる旅館の、たとえばレモンとかそういうものの、外人向けの旅館に対してそれが妥当な割当をおやりになつておるとは私は考えられないのでありますが、これでいいと思つていらつしやるのかどうか。

○政府委員(板垣修君) レモンは御指摘の通りホテル用品の全体の額の一部といたしまして年間従来十六万ドルばかり割り当ておるわけでありませう。これが横流ししておるかどうかが、私の方で実態は把握しておりませんが、多少流れておるものもあるのじゃないかというふうに考えております。しかしながらそれについてもまだレモンというものはどうしても輸入が少なくて、そのためにサンキスト・レモン一個六十円も七十円もするというような非常に高い値段、従つてそのためにレモンをめぐりましていろいろ問題が絶えないうわけでありませう。私もいたしましては、今後は一般の割当でもレモンをもう少し入れまして、そういうふうな不当な価格をもう少し下げたいというふうなことを考えております。規則として、ただ生産期だけは避けまして、もう少しレモンの輸入をふやしたいと考えております。そうしますと、今のホテルのレモンの横流れ問題なども自然解消するものと考えております。

○海野三朗君 旅館に外貨を割り当てておるものにどういふものがありますか、伺いたい。

○政府委員(板垣修君) 大体これはホテルから具体的な輸入計画を立てまして通産省の方へ申請をいたします。その内容を査定して割り当てておるわけでございますが、ただいまのところレモン、ほしブドウ、クルミ、口紅、香水等の化粧品、それから万年筆、それ以外にホテル自体が必要いたしますワイスキーであるとか、あるいは石けんであるとか、そういうようなものは当然割り当てておる次第でございます。特にぜいたく品と思われるもので入つておりますものは、今言つたようなレモン、クルミ、ほしブドウ、口紅、香水等の化粧品でございます。

○海野三朗君 その割当が妥当であるとお考えになつていらつしやるか。その数量については、実際その旅館の使用した量なんぞについてはお調べになつたことがありますか。

○政府委員(板垣修君) もちろん事後審査。割当は企業局の特需課でやつておりますが、事後審査はホテルを監督いたしております運輸省で今やつておまして、私もどの程度やつておるかをつまびらかにしておると思ひます。ある程度の審査はしておると思ひます。

○海野三朗君 その監督はつまり運輸省が責任を持っておるわけですか。

○政府委員(板垣修君) 監督は運輸省が持つております。

をといったのであります。前にこの入札をやつた例がありますか。

○政府委員(板垣修君) バナナ、パイナップルカン詰につきまして差益徴収の制度を考へ出したのは、実は去年の三月の行政措置からでございます。まだ二回しかやつておりませんので、もちろん過去において入札制度をやつたことはございません。最初にやりましたことは定額徴収の方法でございました。それから今回の行政措置につきましては、先ほど申し上げましたように、加工業者と輸入業者間の比率の決定が妥結点に至らないので、やむを得ず入札制度と、こういう経緯になつております。

○海野三朗君 このたびの入札については河野農林大臣がある圧力をかけたという話がありますが、それはどうなんですか。

○政府委員(板垣修君) そういうことは全然聞いておりません。

○海野三朗君 河野農相は昨年の十二月十四日、東京都知事安井誠一郎あてに出したところのこのバナナ輸入方式に関連する取引についてという写をこの次まで、私は資料の提出を要求いたしました。これによつて今度の入札がなされた、ワケを広げられたということとは通産大臣として御承知なのであります。これを私は通産大臣にお伺ひいたしたい。

○国務大臣(石橋湛山君) ワケを広げたことはむろん相談を受けたのであります。いわゆる加工業者というものがやはり輸入したいという非常な希望がありまして、通産省としても、これを特にそういうものはいけなないといつてはねつける理由がございませぬし、なるべく多数の業者がこれに参加するこ

その使用権を有する者であつて、中央卸売市場の施設について使用権等の権利がある者につきまして入札資格参加者として資格が拡充されたわけでありませう。その通産省当局のバナナの基本方式において拡充されました入札資格者のうちのいわゆる加工業者は、市場以外の加工業者がたまたま中央卸売市場の仲介人であるということのために仲買市場外の買付禁止の規定が各当局、たとえば例をあげますと東京都の条例によつて禁止されておつたわけでありませう。従いまして、入札資格参加者を拡充いたしました権利を与えられまして一方市場の方で禁止されてお

りますので、その禁止を解除することという内容の指導をいたしますことと、輸入により買付けたバナナが各卸、仲買、小売の各段階を通じて円滑に流通されるように指導した内容の通達であります。

○海野三朗君 この河野農相が昨年の十二月十四日に東京都知事安井誠一郎あてに出したところのこのバナナ輸入方式に関連する取引についてという写をこの次まで、私は資料の提出を要求いたしました。これによつて今度の入札がなされた、ワケを広げられたということとは通産大臣として御承知なのであります。これを私は通産大臣にお伺ひいたしたい。

○国務大臣(石橋湛山君) ワケを広げたことはむろん相談を受けたのであります。いわゆる加工業者というものがやはり輸入したいという非常な希望がありまして、通産省としても、これを特にそういうものはいけなないといつてはねつける理由がございませぬし、なるべく多数の業者がこれに参加するこ

とはある意味においてけつこうだ、こ

う考へて許したわけでありませう。ところが、たまたま許したものが農林省から見ますと市場の規則に違反して

いる、従つて市場の取引人となれないといふことがあつたから農林省はこれは通産省とは別個に、農林省としてそれを指導したことを思ひます。

○海野三朗君 そういう際に、河野農相が出さないで石橋通産相の名前をもつておやりになるべき筋合いではなかつたのですか。輸入方式に関連する取引についてという安井誠一郎あての命令というものは通産大臣が出すべき筋合いではありませぬか。

○国務大臣(石橋湛山君) この市場のことは農林省の主管と思ひますから、農林大臣がその指示をすべきものと私は考へます。

○海野三朗君 それではあなたとよく了解の上でおやりになつたのであります。か。

○国務大臣(石橋湛山君) これは輸入については通産省と打ち合せてやりましたわけでありませうが、そのあとの市場の取引人の行動については、通産省は何ら関係がございませぬ。全然農林省の主管事項でございませうから農林大臣一個でそういう指導をしたと思ひます。

○海野三朗君 ことしまでこういうふうな入札ということが行われなかつた。それをこういふふうになつて今度に入札ということがやられた。それは、その結果から見ますと非常に納得のい

かざる数字が浮き上つてくるのであります。たとえば春闘伝説るところによると、この全バ連の会長福田伝三郎といふのが、これは河野農林大臣とじつこ

とある意味においてけつこうだ、こ

んの間柄であつて、これにえらいもうけをさせたという話が巷間非常に広まつてゐる。こういう話はお聞きになつてゐることであります。お聞きになつてゐないのであります。通産大臣にお伺ひいたします。

○国務大臣(石橋湛山君) それは河野農林大臣と全バ連のある者と深い関係があるというようなことは知りません。それからまたこれが果してどうか、それからまたぬかというものは、むしろ今後の問題であるんじゃないかと考へておられます。それは今後のバナナの輸入の様子によりましては非常に最初もうかると思つたものが案外もうからなくなるといふこともあり得ると思つておられます。

○海野三朗君 この昭和三十年度のこれに対する外貨割当は四百五十万ドルであつた、今回はその半分の二百二十五万ドルだけを行なつてあとの二百二十五万ドルは留り当てるようにして、昭和三十一年度に割り当てるようにして、この先には延ばさうと考へて、去年は三月にわづか三百五十万ドルの割当があつたきりで、この三月の二百二十五万ドルの割当までほとんど一年間外貨が割り当てられなかつた。そのためにバナナの値がウナギ上りに上つてきてゐる、大衆の口に入らなくなつたのは当然であると思つて、こういうふうな外貨の割当があつても、その割当をする時期の手かげん次第によつてバナナがびんびんと値が上つたり下つたり自由自在になる。こういうところに私は非常に納得がいけるものがあるのであります。すが、そういう点を一つ御説明を願ひたい。

○国務大臣(石橋湛山君) これは外貨割当も、いわゆるそういう物資についてはお話のように間違えれば妙なこともある懸念は確かにございませう。ですからなるべくそういうことはしないように、まあ制度そのものに一つ考へを要えなさいかぬと思つておられますが、しかし昨年、これは詳細は事務当局からお答えした方がいゝかと思ひますが、バナナの輸入が何かずれてきたのは、これは特に人為的にやつたのじゃなくて、台湾との関係等からおのずから半年ばかり何か輸入外貨の割当かなんかがずれたやうであります。しかしながら、これは今後は、今、通産省でもバナナの価格の状況を見ておるわけでありまして、この法案が通りましたらさつそくバナナの輸入をやらせたいといふことは、これは衆議院でも繰り返して申し上げた通りであります。

○海野三朗君 私は、そうして東京都市知事にこの取引についてという農林経済の五千四十二号の命令を發した。そこで東京都市知事に改正を命じて、これはやがて都の議会は本年の二月四日に都条例の改正を議決して、全バ連の入札参加の道を開いたといふやうなことを、今年に限つてこの入札のあれを實施したといふこと、それからただいま申しましたこの河野農林大臣と、この福田伝三郎とかいふ人間の風評が立つておるところを考へると、ことしに限つて入札をやつたといふ通産当局のあり方は非常に疑問を持たれてくるのであります。これはいかにやうにお考へになつていらつしやいますか。

○国務大臣(石橋湛山君) これは先ほど申しましたように、私はこういう物資の輸入についてもなるべく多数のもの

のが参加ができるようにするのがこれは公平だと考へておられて、従つて全バ連、これは決してしつろつとじやなく、実際にバナナを扱つてゐる加工業者でありますから、これらの連中が輸入に参加したいといふ希望を非常に強く持つたといふことも必ずしも不当とも思ひません。それからこれは何も河野農林大臣からの指示によつて通産省がそういうものを入れたわけでもございませう。全くそういう参加したいといふ当業者の非常なたつての希望であります。そしてこれは先ほど局長からも申しましたように、しからばどういふふうな割当をするかといふことがなかなか多数になつただけ厄介でありまして、そこで今までの輸入をしてきた輸入業者、それから新たに入つてきた加工業者の間に何か割当についての話し合ひをするやうにといふ指導を通産省としてはしたわけでありまして、これはなかなか話し合ひがつきません。そうしなければいゝやうななしに入札をする以外に処置なしでありまして、むしろ公平に入札した方がよからう、こういうわけで入札にしたわけでありまして、しかしながらその入札についてまた何かいゝ問題が——大してあるとは思ひませんが、その入札の途中においていろいろ価格がはね上る、入札価格をむやみに高くするといふやうな風評もございまして、そこで今年の参加資格が將來も続いてやばりバナナの輸入をするところの資格になるといふやうなことになるやうな弊害があると思ひましたから、入札途中において通産省としては、今年これはこれはこういう方法でやつたけれども、將來においては、今年これによつてバナ

ナの入札をした者にバナナの輸入業者としての資格を必ずしも認めない、來年は來年からの話だからそのことを十分心得る。それからまたこの落札価格につきましても、事務上の便宜から、入札の結果によつてある一定の価格にするように初め發表したのであります。これもそれはやらない、こういうことでできるだけ入札の弊害を少くするやうに措置したつもりであります。

○海野三朗君 その全バ連では、何名が入札して何名が落札いたしましたか。

○政府委員(樋口誠明君) われわれ全バ連に認めたといふのじやございませんで、バナナの加工業者の中でみずから輸入の実務を行ひ信用状を開き得る實力のある人、自分で貿易をやる方には認めます。その結果、一応全部で有資格者が既存の輸入業者も合せまして八百二十一社あつたわけでございますが、棄権が八社ございましてので八百十三社の方が応募されました。そして三百五十四社の方々が落札されたわけでありまして、三百五十四のうち大体從來の輸入業者の方が一割で、新しく來られたバナナの加工業者の方が九割といふことになつておりますが、全バ連に加入してゐるという方は、この當時にはたしかまだ二百五、六十しかおられない。いわゆる加工業者という方が全部で約七百ばかりお見えになつたと思ひますが、その中で全バ連の加入者という方は三分の一強で、あと三分の二くらいの方は全バ連には直接入つておらない加工業者、そういうふうに分知いたしましたしております。

○海野三朗君 三月十日までに納入しなれば保証金は没収される、入札権を認められなくなる、こういうのでしやう。しかしそれだけ大きな経済力もない、ほとんど取引がないから金を貸すところもなかつた。ところが、突如三月十日の締切りで、しかも土曜日の昼ごろというぎりぎりに、大阪の三和銀行本店業務部長から同東京神田支店に対して約手の保証を指令してきた。全バ連はこの保証手形をもつて十日の十二時前にジェトロに納めた。こういうふうな取引関係が考えられますといふと、ほんとにげんないと思ひますのであります。それに対しては政府当局はさらにこれは当然だと思つていなさるのかどうでしやうか。

○政府委員(岩武照彦君) 民間業者の問題でありますし、こちらの政府が要求いたしました三月十日にきちんと納まつたわけでございますから、私どもはそれでけっこうだと思つております。

○海野三朗君 これだけのつまり資金関係の力のない——力のあるものであればもっと早くさうする、とにかくそれがぎりぎりのときになつてきて、ちやうど三和銀行が保証を与えてきたといふやうなことが、ある筋から非常な疑惑を抱かれてゐる。これはどうなんですか。

○政府委員(岩武照彦君) 全然その背景につきましてもは知りませんです。

○海野三朗君 私はもっとこれに対して質問がありますが、さきに申しましたように、鉄鋼についての質問がありますし、またほかの委員の方々からも質問がありましようから、きょうはこれで保留しておきます。

○苦米地蔵三君 二、三点だけちよつ

とお伺いしたい。この特定物資輸入臨時措置法というのは今どうしても必要なんですか。もし必要だとすればどういう目的が必要なのか、すなわち国内経済の立場からか、あるいは外貨の節約か、もしくは大蔵省の財源のために考えるのか、どちらなんですか。

○国務大臣(石橋湛山君) 何と申したらいいか。まあ国内経済のためと申すべきでありましょう。外貨の割当に特にどうという。これはむしろ今すぐに行政上通産省としてこの法案の成立を——急いでお願いしたいと思うのは、さしずめはバナナの問題です。バナナが今の状況で、先般来いろいろの問題がありますが、とにかくバナナの値段というものを常態にするためには、この法案が通りましてそうしてバナナの割当をする、むしろこれは何かいゆる過当利益というものの吸収というところ、これは政府のある程度の方針でありまして、これもやらなければなりません。過当利益を吸収して、そうしてバナナの輸入を早く開始したい、かように考えております。

○苦米地義三君 特定物資の臨時措置法を出すならばもっと早く出すべきであつた。大きな魚は皆逃げてしまつた。すなわち砂糖であるとか、大豆であるとか、あるいは石油であるとかいう非常な大きなものは逃げてしまつた。そうしてその結果として、国内には相当大きな財源ができてしまつた。そういう当然のべかりしをやらないで、今日になって、そうしてちやうどさことが四匹ひつかかるような法案を急いで出さなければならぬということ、ちやうどわかかりかねるのですが、むしろ外貨の手持がこれだけ豊富になつて

きた場合には、こういう種類のものはやらないで自由にやってもそれが自然経済に合うのじゃないか、こう思うのですが、そうじゃありませんか。

○国務大臣(石橋湛山君) あつては話のように、バナナや何かもう自由に幾らでも入れるということにしてみたいかとも思います。けれども今のところじやまだこれは必ずしも日本に入れないけれども、ある程度せいく品とも認められるので、今までのいきさつもありまして、輸入をしほつておりますから、従つてこういうものが要ります。それから砂糖とか、大豆とか石油というものは別途これは考えなければならぬと思つております。たとえば砂糖のさつきも話が出ましたが、もうできるだけ早くA A制にしたい。これは農林物資等の関係さなければ砂糖や大豆などはA A物資にして差しかえないのではないかと。もっとも多少外貨との関係がありますから輸入先を選択しなければならぬということから、全くの手放しでやつては、あるいは大豆というものはどうしても日本のものを輸出しなければならぬ関係から、買つてやらないか、あるいは大豆のさきか……

○苦米地義三君 私はこういうのをやりますと必ず一方には弊害が起るのです。利益をとる人が非常に多いとか、あるいは利益の分配の不公平によつてトラブルが起るとか、その間には非常な弊害も起るような事情にあると思ひます。たとえば適正利潤とはどういう

ことか、適正利潤というのは幾らあつてどういう方法にして利潤をとるかというところについて……

○国務大臣(石橋湛山君) これも先ほども御質問ございましたが、数字をもつて幾らから適正利潤ということではなく物によつても違ひまいし、いちぢに申し上げかねるものであります。しかしまあ輸入商なり取引者なりが普通に物を輸入した場合にもうかる利潤よりも眼に見えて高いという程度が、実は少し腰だめな考え方でありまうが……

○苦米地義三君 これが非常にむずかしいことは、先ほど入札で売るといふことがありますが、一人高く落札をしたという場合には、ほかの安く入れた人もみなもうかるわけですね。そうすると適正利潤といふものはどれと比較して適正利潤になるか、これは非常な何かでこぼこができると思うのです。そういうのを押えて吸い上げるということとは困難じゃないかと思ひます。ことに日用品、生活必需品とはいかんでも生活品ですから相場の移動が相当多いと思ひます。だから適正利潤といふものを計算するのはこれはほとんど不可能に近いのじゃないですか。

○国務大臣(石橋湛山君) その通りであります。従つて根本をさかのほれば為替の割当制といふものにも非常な難点がある。だからこういうものはなるべく早くやめるといふことが適当だと思ひのであります。幾らかせいたく品であつても入るものは入るといふふうに踏み切つた方がよいと思ひますが、今外貨も相当なまりはしましたけれども、なお世間では将来の貿易等について懸念もあります。また何もかも

みんな手放しにしてしまふということについてもうだれしも確信をもつて大丈夫だと、永久に大丈夫だと言ひ切る大胆な人も少いでありまいし、まあ大体もうそろそろいいじゃないかという考えをもつて今のA A制、あるいは少くともA A制に近いものにするようなことができるだけ考慮をして、その方に押し進めようとしておるわけでありまう。

○苦米地義三君 これはわずかに四品目に限つてやる。しかもそれはあまり重要な貿易額ではないのです。だからほんとうはこんなものは要らないと思ひ。賛成したくない法案だと思ひ、私個人としては……。しかしもしこの法案が経済の安定をはかるという意味でもつと広い範囲でこいつを考へるというならばまた一つの目的が、そこに出来ると思ひ。ただ四品目だけ限つて今さらあつてこれをするといふのはいかにも政府のやり方はどうかと思ひます。

○国務大臣(石橋湛山君) これは、しかし御承知のように歴史がありまして、一昨年であります。私が通産省に來ますときまではこういうものを、まあ、もっとも砂糖が主でありましたが、輸出奨励の道具に使つておつたというやうなことで、まあ元來がそういうやうなことで特殊な取扱ひをされておつたものが多いのであります。それから、一つをやりますとほかにも時計もあるじゃないかとかいろいろの問題が起りますから、先ほども申し上げましたが、特に条約関係で過当利益を吸収するといふことができないとか、あるいはこれも歴史的でありまうけれども、いわゆるマル特と称するよ

うなものは除きましてそれでいろいろ検討した結果、とにかく一つの過渡的な処置としてかやうなものを一つ一応出すことが適当だと思つたのであります。

○苦米地義三君 過去において、たとえば砂糖あるいは石油、大豆なんか相当地に通産省としては為替の管理の立場から注意してやつたと思ひますが、それにもかかわらず現実の問題はそれによつて非常にうけて、大小の財源、あるいは富貴というものができておることは事実なんです。だからこれも同じことをやるのですから、よほどその点を一つ注意しながらやりますと、社会の公正化というものは失われると思ひ。その点だけを私は特に御注意を申し上げて、運用する場合に特に御注意を願ひたいと、そう思ひます。

○海野三朗君 鉄の問題は私この次に留保したいと思ひます。それで私最後に一点だけ通産大臣にちよつとだけお伺いしておきたいのは、このバナナです。今日この食堂でも一本七十円もするのです。私はあまりバナナは好きじゃありませんが、それだけども、この労働者とかそういう一般階級は食べられない。あれを一般の人に食わせてやるには外貨の割当とかいう方策ではなくて、何とかパイターでもほとんどバナナを入れるやうな方法はないものでしょうか、どうなんですか。

○国務大臣(石橋湛山君) これは自由に入れば一番いいのです。
○海野三朗君 そういふ方法はないものでしょうか。
○国務大臣(石橋湛山君) ないことは

ないと思いますが、これはもう為替の
割当をはずして、そうしてだれでもバ
ナナを輸入したい者は輸入しろとい
うにやれば一番いいのだからと思い
ます。そこまで踏み切るかどうかとい
うところにまだ過渡的な問題がある
と思います。

○委員長(三輪實治君) 本日はこれに
て散会いたします。

午後三時四十八分散会

昭和三十一年五月二十六日印刷

昭和三十一年五月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局